

二錢二厘 地方稅
二錢九厘 地方稅

一厘 國庫下渡金
一厘 增

千住大橋水防費

那部常務委員會費
(以下大號)

會社 卸賣商
仲買商 小賣商
雜商 書畫骨董店
古若商 古金商
古道具商 質屋

兩替屋 運漕店稅
製造所及職工稅
賣藥請賣及行商稅

旅籠屋 稅
料理屋 稅
待合茶屋 稅
遊船宿 稅
飲食店 稅

湯屋 稅
理髮店 稅
借人請宿 稅
遊藝人 稅
遊藝人 稅

相撲 稅
俳優 稅
雜興行遊覽所 稅
諸遊技場 稅
人宿 稅

諸興行遊覽所 稅
諸遊技場 稅
人宿 稅

乘馬車 稅
乘馬車 稅
乘馬車 稅

乘馬車 稅
乘馬車 稅
乘馬車 稅

乘馬車 稅
乘馬車 稅
乘馬車 稅

乘馬車 稅
乘馬車 稅
乘馬車 稅

乘馬車 稅
乘馬車 稅
乘馬車 稅

乘馬車 稅
乘馬車 稅
乘馬車 稅

乘馬車 稅
乘馬車 稅
乘馬車 稅

第三十九號酒造稅則
明治十六年二月二十日
大藏卿 松方正義

第五十三項 自家用料酒類製造免許證札ハ酒類製造營業免許證札ノ體形ニ據リ府縣廳ニ於テ調製ノ上酒造營業者ニ準リ之ヲ下渡スヘシ(但釀札面酒類製造營業免許證札トアルヲ自家用料酒類製造免許證札ト記スヘシ)○第五十四項 自家用料酒類製造ノ者ハ其種目及ヒ造石高ヲ管轄廳ニ届出サシムヘシ(但造高ノ増減及ヒ其種目ノ變換等ハ其都府届出サシムヘシ)○第五十五項 自家用料酒類製造免許料ノ徵收及ヒ造石檢査ノ場合ニ於テハ酒造營業者ニ準リ之ヲ取扱フヘシ○第五十六項 自家用料酒類製造免許料及造石届高ハ別紙體形ニ依リ每一期分調製ノ翌期十月三十日限り差立租稅局ニ送付スヘシ(表略ス)

叙任 賞勳

○二月二十一日分
特旨ヲ以テ華族ニ被列候事
明治十五年十二月廿九日分
陸軍歩兵中佐兼新瀉縣大書記官 正六位 木梨精一郎
叙勳四等賜旭日小綬章

時事新報

米國叢談 (前々號續キ)

運輸交通ノ便利快速ナルハ實ニ該國繁昌ノ根源ニシテ各般ノ事業皆之レニ由テ活動スベキモノト謂フヘシ夫ノ太平洋ヲ航スル大船モ緊港ニ至レハ陸路相接スルノ姿ヲナシ船客ノ上下更ニ短艇ヲ用ヒズ又同港近傍ノ一渡船場ニ至リ堤上ノ一茶店ニ休息スルト思ヒシニ店ハ早ク既ニ中流ニ浮ビ一驚ヲ喫シタリト蓋該渡船ハ堤岸ニ直接密付シ實ニ水陸ノ境サハ分明ナラズ身躬ヲ船ニ移ルヲ覺エスシテ彼岸ニ達スルカ如キ便モ又便ナリト謂フヘシ又鐵道ノ列車ヲ其船舟ニ載セテ川ヲ險ニ彼岸ノ線路ニ繋續スル其有様ハ恰モ磁石ノ鐵片ヲ引クカ如ク輕々易々ニ密着連絡ス實ニ奇ト云ハシカ妙ト云ハシカ

該府市街ノ道路ハ馬車道入道トモ上ル者下ル者必ラズ左右ニ分列シ整然乱レズ故ニ幾千ノ車馬幾萬ノ人衆アリト雖ニ雜沓スルコトナシ夜間ニ至リテハ往來人稀レシテ夜光愈輝キ終夜馬車ノ響ヲ絶ツコトナシ又常ニ掃除ヲ怠ラズ寒中雪ヲ掃ヒ暑中水ヲ播キ入ラシテ不便ヲ感セシムルコトナシ馬車鐵道ハ晝間五分時間ヲ待タズ到ル處之レニ搭乗スルヲ得近キハ二三里遠キハ六七里其意ノ欲スル所ニ上下ノ價通シテ五錢トス此國ノ發明ニシテ近時盛ンニ行ハレ更ニ一層ノ便ナルモノハ空中鐵道ナリ此鐵道ハ大抵尋常ノ市街ニ敷ク馬車鐵道ニ疊ナルモノニシテ地面ノ鐵道ヲ法ルコト凡八九尺ノ高サニ條ノ鐵架ヲ架シ鐵柱以テ之ヲ支ヘテ瀛車ノ道ト爲シ馬車ハ下ヲ走リ瀛車ハ上ヲ飛ブノ工風ニシテ(英國地下鐵道ノ反對ナリ)七八丁毎ニ駐車場ヲ設テ行客路傍ノ階ヲ昇テ場ニ降ツコト長クモ五分時ヲ出テズメテ乘ルヲ得ベシ但此瀛車ハ市中往來ノ

用ニ供シ其行ク所十里ニ過キスシテ循環往復スルモノナリ故ニ賃錢モ亦道ノ遠近ニ輪ナク通シテ十錢トス但午前七時ヨリ八時迄午後五時ヨリ六時迄ノ間ハ工人ノ往來多キヨリ賃錢モ亦其半價トナス
市中電信局ハ凡半町毎トニ其設アリ技術生ハ多クハ小女子ナリ此ノ如ク局ヲ設クル多キヨリ市街一般ノ音信甚タ多數ナルニモ拘ラズ通信ニ多時ヲ費スコトハアラザルナリ且市民ノ電信料ヲ拂フコトハ恰モ本邦人ノ五厘端書ヲ用フルガ如キ輕々ノ看ヲナスモノ、如シ郵便函ハ毎町之ヲ置カサル所ナシ又郵便脚夫ノ通行ニ托シ或ハ函上ニ放置スルモ荷クモ印紙ヲ貼用スル上ハ必ラス無間違送達スルコトス

新聞紙ノ一般普及シタルハ驚クヘキコト也今日及ンテハ人間衣食住ニ亞グヘキ必要品トハナレリ故ニ馬夫與丁モ之ヲ讀ミ炊婢幼僕モ亦之ヲ讀ミ其商賣上要用ニ至リテハ開店開業物價ノ廣告ハ勿論雇人等ノコト皆之ニテ辨スベシ現ニヘラルド新聞ノ如キハ一日七八十萬ノ紙數ヲ出シ千圓ノ純益アリト云フニ至ル尙ホ精製便利ナルモノハ毎夕電報ニシテ其日ニ報知シ來ル重要事項ヲ摘録シ午後五時ニ發兌スルモノトス

紐育府ハ以テ一個ノ人體ニ喩フヘシ街衢往來ハ恰モ筋骨ノ如ク瓦斯管、水道、暗渠ハ血脈ノ如ク全體貫通聯絡セキル所ナシ若シ之ヲ中斷ニ分スレバ決シテ一方ノミヨテ生活健全ナルコト能ハスニ瓦斯燈ハ從來市街ハ勿論各店各戶之ニ引導點火セサルハナキ有様ニテ每戶其使用ノ費ヲ計ル器械ヲ備エ毎月其量ニ依テ費金ヲ算出ス近來電氣燈ノ盛ニニ行ル、コ及ンテハ自然衰退ニ趣クヘキ筈ナレドレカ爲メ却テ貧家ニマテ引導スルコトナリ霜ホ之ヲ厄厨烹煮ニ用フルヲ以テ其使用敢テ減スルコトナシ「飲料ノ水モ瓦斯ト同シ溝街每戶之ヲ引導セザルハナク厄厨廁邊ハ勿論三層樓ノ上ニヨリテ自在ニ之ヲ汲取ルヲ得蓋郭外ニヨリテ高キ儲水壺ヲ備ヘ之レニ汲入レタルモノ其源トナルヲ以テ高樓ノ上猶ホ水ヲ上スコトヲ得ルモノナリ

市民工人拮据勉強スルコト六日間少シモ己ム時ナク其業忙實ニ極マレリト云フメン日曜日ニ及ンテ衆皆安息スルハ獨リ宗教信仰ニ由ルノコトナラス職業休息上ニシテ亦必要ノコトナレリ此日據ハ東京ニ於テ談話會ヲ集トシ或ハ寺院ニ歸テ或ハ公園ニ遊歩シテ或ハ俱樂部ニ入リテ

九十五錢二厘區部收入
九錢九厘 郡部收入
(畢)

府 縣

十二年(九月)第四十號
同(十一月)管審總乙

等社會ニ至リテハ飲酒賭博ニ耽溺シテ路上ニ
醉臥スルモノアリ市街酒店ニテ賣高ノ大ナルハ則チ
口噤日ナリト一時或ハ喧嘩争闘スルモノアリト雖モ
其家宅ニ於テ不意ニ毆打ノ喧擾スルハ稀ニシテ必ラ
大戶外ニ出テ上夜ト帽トヲ脱シ之レカ準備ナシテ
始メテ相闘フヲ常トス凡ソ米國事物紀律アテナルコ
ナシテ喧嘩ニモ亦紀律アルハ可笑コナリ醉漢
喧嘩喧擾等ノ認ムル所トナレバ必ラ之ヲ拘引ス然
レモ憲法ノ人ニ接スル下等社會ト雖モ親密懇到友人
ノ間柄ノ如シト巡査月給凡百弗ニシテ格體健大事理
ヲ辨シタル人物多シト云フ

(未完)

雜報

○奏上 嘗て陸軍省が開かれざる將官會議於て議
決せられし諸欽差兵營建築の件ハ付此陸軍大將有
栖川宮より 聖上へ奏聞あらせられしや承りぬ
○宸翰取調 宮内省中の宸翰取調局於て歷朝 天
皇の御筆を取調ふれしが御諱御印章のあき十餘帝御
揮毫の不明ある分を昨今専ら調査鑑定され居ると
云ふ
○御例祭 昨廿一日仁孝天皇の御例祭ハ付 聖上ハ
賢所へ出御の上御親祭を執行させ給ひ畢て皇后
宮も御拜禮して親王大臣參議並宮内式部の敎奏判
任の方々も參拜せられたり右ハ付皇居正門の開扉ハ
ありあり

○有栖川威仁親王 倫敦支那エキスプレス新聞ハ有
栖川威仁親王ハ倉岡某を同伴されて本月一日佛國の
南都ニ赴るゝ爲英國と出發せられし由を載せり
○伊藤參議 又同參議ハ二月下旬英國來らるゝよ
しよて來着の上ハ暫時逗留するべしと同新聞ハ見へ
あり

○賞牌寄贈 佛國政府は去月二十九日日本外務卿井
上馨陸軍卿大山巖、巴黎駐在公使井田讓の三君にグ
ラフヤ、オフヒサー、オフ、セ、レワオン、オフ、オノ
ルの勳章を又巴黎公使館書記生熊崎寛良大山綱介の
両氏にハトロツス、オフ、セ、シエツアリエルの勳章
と寄贈されし是も全新聞にありし

○山内内務卿 利根川筋巡視とて先頃出發せられた
る山内内務卿は去る十五日ハ下總關宿泊翌十六日は
取手驛泊して十七日午後八時銚子港へ着され又十九
日は成田驛へ一泊廿日千葉縣へ赴かれ昨廿一日船橋
驛泊りて本日歸京せらるゝ旨ありし

○福澤文部卿 舊曆御用仕舞より病氣療養の爲め殿
海濱泉へ入浴せられし福澤文部卿ハ來月初旬ハ歸
京せらるゝ旨其筋へ通報ありたりし

○參事院 同院於てハ是まで會議を開るゝ都度全院
の法制、外務、内務、軍事、財務、司法、の六部限りへ報
知され居りしが以來ハ内閣の別局へも通知するゝ由
○國庫金額の報告 從來大藏卿より國庫ハ在る金額
ハ一個年毎ハ内閣へ報告せらるゝが以來ハ半年度毎
ニ報告せらるゝことハ改められたり

○増給 人見茨城縣令關愛媛縣令國貞愛知縣令ハ
多年奉職勉勵の廉を以て各年俸五十圓を増加せられ
たり
○大坂造幣局 同局於て貨幣の鑄造ハ是迄金銀塊を
鑄解して之を水中ニ滴注、彈粒とありたる後更ハ硫
酸を以て鑄解せしめ質の善惡を試されしが今度其手
數を省き直ハ硫酸にて鑄解し異狀あるを發明された
れば餘程ハ費用をも減せられしと云ふ

○兵器局 赤羽根工作分局ハ海軍兵器局より受取の後
ハ一切事業を休み目下専ら諸帳簿取調中あるが來
月上旬より工業へ着手するゝ旨ありし
○佛人ダクロン氏 陸軍々樂隊御雇教師ダクロン氏
ハ本月滿期解雇ハ付本日築地精養軒にて饗應するゝ
由右ハ付樂隊悉皆出張して送別ハ樂を奏すると云ふ

○佐々木高美君 參議兼工部卿佐々木高行君の令息
高美君ハ外務省准奏任卿輔附勤務を命せられ月俸二
十圓を賜りたり
○草柳清四郎君 嘗て朝鮮公使歸國の節同國商業視
察ハ爲先渡航されたる同君より一昨廿日馬場邊歸着
せられ明後廿四日同地發との電報ありたり尤ニ菱源
船塢浦丸は近日歸國の都合ある由あるが同船ハ乘込
されたることありんがされと韓地方の通信も到着す
べく又實地の景況も聞込次第報道することを怠らざ
るべし

○歸着并出張 去る十七日出發深谷より赴きたる本社
々主中上川彦次郎等ハ道路泥濘車輪を没する程ハ
漸く翌十八日午前彼地ニ達し午後談話會ハ出席し同
夜懇親會ハ臨み十九日同所を發し幸手驛ハ廿日
よハ翁如學會ハ臨席し同夜又有志懇親會の催あり昨
廿一日同地發午後三時頃歸着せり猶委しくハ次號ハ
記せん又本社員岡崎龜雄ハ遠江友善會の招聘ハ應し
昨日出發暫時同地ハ滞在する見込なり

○収税員出張 此度酒稅烟草稅等改正せられしハ付
右徵集方詳細調査の爲め大藏省稅局詰宮内五等屬
外二十名の各府縣へ出張を命せられ不日出發せらる
と云ふ

○審査官 農商務省五等屬田町實則河野雄次郎同六
等屬水野正連同七等屬山本由方岩島匡敏の五氏ハ一

昨廿日水産博覽會審査官を命せり
○都區長月俸旅費 昨日の紙上
俸改正の風説は果して實を得たる
より月俸旅費とも國庫より支辨せ
官第七號を以て布告せられたり
○徵兵の旅費 各地方より徵兵ハ
等ハ往復の途中疾病又ハ足痛ハ
人足等を要せしハ醫師の診斷書ハ
ふれざる事あるが向後ハ醫師の診
る地方よりハ附添人或ハ發病地ハ
通運會社の受取證書を所持する者
せらるゝことありたりと

○舍則改正 工部大學校於てハ近
改正せらるゝと云ふ
○扶助料分配 客年朝鮮國より受
尉以下戰死負傷者の扶助料五万圓
陸軍外務の両省於て協議の上已ハ
を以て兩三日より右分配方ハ着
○小銃打試し 砲兵工廠於て製造
島小於て打試しの上各鎮臺へ廻送
○十圓紙幣 印刷局於て製造され
ハ一昨日大藏省より各府縣及各銀行
れあり

○紙幣受取るべからず 横濱ハ外
の上來る四月一日ハ都ての受拂
し紙幣ハ十圓札より受取らぬ
現ハ昨今紙幣の預合も一切承知せ
商ハ俄ハ不便を來し頗る迷惑せり
うらまど決議せしハ如何なる事情
猶再報を待て詳記すべし

○伺出 此程請願規則第二條の件
義君へ京橋區大錦町四番地土族岡正
二番地三橋富業の両氏より左の通
り云ふ
明治十五年十二月太政官御達第五
第二條中各省卿職務内ノ事件ハ廿
云々然ルニ該請願書地方廳ノ添書
ノ指令ヲ附シ主務省ニ送達セズ然
當ト認ルトキハ己ニ兵長ノ奥印ノ
務省へ請願書指出シ不苦ヤ右等各
同云々也

○彫刻 目下建築中なる有栖川宮御
る化粧石へ京橋區采女町の石工山崎
命せられ専ら着手中なるが餘程準備
と云ふ

○請願書と云ふ アラビヤが銀圓ハ